

神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部改正（案）について

1 概要

県土の計画的な利用を図るため、神奈川県土地利用調整条例に基づき、市街化調整区域等における一定規模以上の開発行為等を行おうとする場合には、知事と協議を行うこととされている。

条例第3条第1項において協議を行う必要がある面積を1ヘクタール以上としているところ、条例附則第2項により経過措置として規則で定める市町村の一定の区域（※）において建築物系の開発行為を行う場合には、「当分の間」、3,000平方メートル以上としている。このたび、経過措置の解消について要望があった相模原市の旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町については経過措置の解消を行う。

※ 一定の区域：非線引き白地地域及び都市計画区域外

また、都市緑地法（昭和48年法律第72号）の第3条第1項が改正され、「緑地」の定義に農地を含むことになった。神奈川県土地利用調整条例施行規則別表においては、緑地と農地の項目を区分して捉えていることから、別表の「3公園及び緑地」の内容のうち「都市緑地法第3条第1項に規定する緑地」から農地を除く改正を行う。

2 改正の内容

ア 相模原市にかかる経過措置の解消（附則第2項）

第1号「相模原市（都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に限る。）」を削除する。これにより、相模原市の旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町において協議を行う必要がある面積要件は1ヘクタール以上となる。

※理由

経過措置は、関係市町村の体制や意向を踏まえて解消すべきものであるところ、相模原市は、条例改正や要綱改正により体制が整ったとして解消を要望したため

今回、経過措置を解消しない次の市町村における一定の区域の面積要件は、従来どおりである。

・松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町
【経過措置】非線引き白地地域及び都市計画区域外における建築物系の開発行為
：3,000平方メートル以上

イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）の改正に伴う改正（別表）

「3公園及び緑地」の内容のうち、「第3条第1項に規定する緑地（1の項及び16の項に掲げるものを除く。）」を、「第3条第1項に規定する緑地（1の項、2の項及び16の項に掲げるものを除く。）」に改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 スケジュール

平成30年1月 パブリック・コメントの実施

平成30年3月 神奈川県土地利用調整条例施行規則の改正

平成30年4月 施行